

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

一	地方公務員災害補償法（昭和四十二年八月一日法律第二百一十一号）（抄）	1
二	地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年九月一日政令第二百七十四号）（抄）	2

○ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年八月一日法律第二百一十一号）（抄）

附 則

（障害補償年金差額一時金）

第五条の二 当分の間、障害補償年金を受け権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額（当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の期間に係る分として支給された障害補償年金にあつては、総務省令で定めるところにより、第三十六条第二項の規定に準じて計算した額）及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額（当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、総務省令で定めるところにより、同項の規定に準じて計算した額）の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金について第四十六条の規定が適用された場合にあつては、同表の下欄に掲げる額に同条の政令で定める率を乗じて得た額を加算した額）に満たないときは、基金は、その者の遺族に対し、その請求に基づき、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級 額

第一級	平均給与額に一、三四〇を乗じて得た額
第二級	平均給与額に一、一九〇を乗じて得た額
第三級	平均給与額に一、〇五〇を乗じて得た額
第四級	平均給与額に九二〇を乗じて得た額
第五級	平均給与額に七九〇を乗じて得た額
第六級	平均給与額に六七〇を乗じて得た額
第七級	平均給与額に五六〇を乗じて得た額

25（略）

(障害補償年金前払一時金)

第五条の三 (略)

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を限度として総務省令で定める額とする。

3 3 6 (略)

(遺族補償一時金の額の特例)

第七条 遺族補償一時金の額は、当分の間、第三十八条第一項の規定にかかわらず、国家公務員災害補償法の規定による遺族補償一時金の額との均衡を考慮して政令で定める額(第三十六条第一項第二号の場合にあつては、その額から同号の既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

2 (略)

○ 地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年九月一日政令第二百七十四号)(抄)

第九条 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が一人であり、かつ、その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合(当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が五十五歳以上の妻又は法第三十三条第一項第一号の総務省令で定める障害の状態にある妻である場合を除く。)における船員に係る遺族補償年金の額は、一年につき、同号の規定による額(法第四十六条に規定する公務上の災害に係るものにあつては、同号の規定による額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額)に、平均給与額に十二を乗じて得た額を加算した額とする。

2 行方不明補償を受けるべき者が、その行方不明であつた者の死亡による遺族補償年金を受ける権利を有するに至つたときは、当該行方不明補償を受けるべき期間に係る遺族補償年金は、支給しない。

(公務で外国旅行中の職員に係る特例)

第十条 第四条の規定は、公務で外国旅行中の職員に係る法第二十七条の規定による療養の範囲について準用

する。

第十一条 公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条各号に掲げる活動に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合（法第四十六条の規定が適用される場合を除く。）における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償年金については、法第二十八条の二第二項の規定による額、法第二十九条第三項若しくは第四項の規定による額又は法第三十三条第一項の規定による額は、それぞれ当該額に百分の五十（傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

（船員等に係る遺族補償年金等の特例）

第一条の三 法附則第七条の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に應じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものがある場合における第九条第一項の規定の適用については、同項中「受けることができる遺族」とあるのは、「受けることができる遺族（法附則第七条の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に應じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」とする。

第一条の四 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する船員が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額（当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の期間に係る分として支給された障害補償年金にあつては、総務省令で定めるところにより、法第三十六条第二項の規定に準じて計算した額をいう。次条において同じ。）及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額（当

該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、総務省令で定めるところにより、同項の規定に準じて計算した額をいう。次条において同じ。）の合計額が、次の各号に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ当該障害等級に対応する法附則第五条の二第一項の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金について法第四十六条の規定が適用された場合にあつては、同表の上欄に掲げる障害等級に応じ、同表の下欄に掲げる額に第二条の第三項に定める率を乗じて得た額を加算した額）に当該各号に定める額を加算した額に満たないときは、法附則第五条の二第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に対し、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給するものとする。

- 一 第一級 平均給与額に百を乗じて得た額
- 二 第二級 平均給与額に七十を乗じて得た額
- 三 第三級 平均給与額に百二十を乗じて得た額
- 四 第四級 平均給与額に百六十を乗じて得た額
- 五 第五級 平均給与額に二百を乗じて得た額
- 六 第六級 平均給与額に二百三十を乗じて得た額
- 七 第七級 平均給与額に百九十を乗じて得た額

第一条の五 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第十一条の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ当該障害等級に対応する法附則第五条の二第一項の表の下欄に掲げる額に、当該額に第十一条に定める率を乗じて得た額を加算した額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その者の遺族に対し、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給するものとする。

第一条の六 船員に係る法附則第五条の三第二項の規定による障害補償年金前払一時金の額は、附則第一条の四

各号に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ当該障害等級に対応する法附則第五条の二第一項の表の下欄に掲げる額に当該各号に定める額を加算した額を限度として総務省令で定める額とする。

第一条の七 船員に係る法附則第六条第二項の規定による遺族補償年金前払一時金の額は、平均給与額に千八十分を乗じて得た額を限度として総務省令で定める額とする。

第二条の三 第十一条に規定する公務上の災害に係る遺族補償一時金については、法附則第七条第一項の政令で定める額は、当該額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額とする。